

インスペクター制度

第1章 目的

(目的)

第1条 この制度は、一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）登録気球の安全性を確保することを目的に、飛行経験が豊富で、かつ機体の構造等についての技術的な知識の豊かなパイロットの中から、機体登録時及び更新時の機体検査を行う者を安全委員会で審議し、インスペクターとして認定する。

第2章 役割

(活動内容)

第2条 連盟に所属するパイロットでインスペクター登録された者は次の活動を行うことができる。

- (1) 新規機体登録時の気球の検査。
- (2) 機体登録更新時の気球の検査。

第3章 インスペクター認定基準

(認定基準)

第3条 連盟のインスペクター認定基準は次のとおりとする。

- (1) 連盟の正会員であること。
- (2) 連盟の熱気球操縦士技能証（パイロット資格）を保持していること。
- (3) 連盟もしくは旧日本気球連盟の熱気球操縦士技能証取得後、機長として以下の飛行経験を有すること。
 - ① 75時間以上の飛行。
 - ② 異なった機体で10機以上の飛行。
- (4) インスペクター1名の推薦があること。
- (5) 気球の構造、設計、製作に関して豊富な知識があること。
- (6) 有人熱気球耐空性審査基準、機体ログ、機体登録制度を正しく理解し、実践していること。
- (7) 連盟のシステムを熟知し理解していること。
- (8) 安全委員会がインスペクターとしてふさわしいと認めること。

第4章 インスペクター登録申請及び失効

(新規申請)

第4条 必要書類は次のとおりとする。

- (1) インスペクター登録申請書。
- (2) 第3条第1項(3)の飛行を証明するログブックのコピー。

(失効)

第5条 次のいずれかに該当する場合、インスペクター資格は失効する。

- (1) 連盟の会員資格が失効している場合。
- (2) 熱気球操縦士技能証の期限が切れている場合。
- (3) 安全委員会がインスペクターとして相応しくないと判断した場合。

附則

この制度は、平成30年（2018年）6月15日より施行する。

JBF-2018

附則 平成 30 年（2018 年）7 月 22 日改正

この制度は、平成 30 年（2018 年）7 月 22 日より施行する。